

元高土政第1298号  
令和2年3月25日

土木部各課長  
土木部各出先機関長様  
水産振興部漁港漁場課長

土木部長

「緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について」の  
一部改正について（通知）

このことについて、「緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について」（平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

#### 記

##### 1 主な改正内容

令和2年4月1日に施行される改正民法にあわせた規定に改めるとともに、同日付で建設工事請負契約書等を改正することに伴い、必要な規定の整備を行うものです。

##### 2 施行日

この改正は、令和2年4月1日から施行します。ただし、同日以降に締結された契約に適用し、それより前に締結された契約については、なお従前の例によることとします。

土木部各課長  
土木部各出先機関長  
水産振興部漁港漁場課長

} 様

土木部長

### 緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について（通知）

風水害震火災又は予見しがたい非常事態（以下「災害等」という。）により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合の標記の取扱いについては、平成16年1月29日付け15高建管第600号土木部長通知によってきたところですが、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）第16条の規定に基づく事務処理細則が平成18年8月14日に改正され、高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する各土木事務所内事務所（以下「所内事務所」という。）の所管区域内における緊急応急工事又は緊急委託業務に係る業者の選定及び発注の権限が各土木事務所内事務所長（以下「所内事務所長」という。）の専決事項とされたことから、下記のとおり取り扱うこととしましたので、適正に処理してください。

なお、緊急応急工事及び緊急委託業務の発注について（通知）（平成16年1月29日付け15高建管第600号土木部長通知）は廃止します。

#### 記

#### 1 概要

通常事務の例外措置として、まず各土木事務所長、土木部各課長若しくは水産振興部漁港漁場課長（以下「土木事務所長等」という。）又は所内事務所長の判断で、国（公社を含む。）又は地方公共団体との間において過去2年間に2回以上の取引実績等のある業者に発注し、その後、設計書の作成、予算の確保等を行い、別添発注フローを参照して事務処理を行うこと。

なお、本発注は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に基づく随意契約（「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当）によるものであること。

#### 2 対象範囲

##### （1）緊急応急工事の対象範囲

緊急応急工事は、直ちに対応しなければ県民の生命や財産に危険又は支障を及ぼすものであって、設計書作成のいとまがなく、通常の入札では対応ができないと判断される次のアからスまでに掲げる工事であり、安易な適用はしないこと。

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和31年12月10日付け建設省発河第114号建設事務次官通知。イにおいて「事務取扱要綱」という。）第9第1号に規定する緊急に施行しなければならない仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切工事、欠壊防止工事、仮排水施設工事又は仮処理施設工事

イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第7条に規定する事業費の決定（査定）前に施行した工事のうち復旧工事の全部又は一部となるもの（事務取扱要綱第9第2号）であって、緊急に施行しなければないと判断されるもの

ウ 異常埋塞した河道の掘削工事

エ 河川堤防の破堤による堤防の復旧工事又は堤内地浸水からの応急排水工事

オ 運動中の地すべりを応急的に沈静化させ、被災対象物の一時的保全を図るとともに、対策工事の検討に必要な調査を可能ならしめる応急横ボーリング工事、応急排土工事又は応

### 急押え盛土工事

- カ 次の(ア)から(オ)までに掲げる区域における崩壊土砂の除去工事又は土囊若しくは仮設防護柵等の設置工事
- (ア) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき指定された砂防指定地
- (イ) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域
- (ウ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (エ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域
- (オ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域

### キ 法面吹付工事

- ク 次の(ア)及び(イ)に掲げる道路（ケにおいて「道路」という。）における崩落土砂の除去工事又は土囊若しくは仮設防護柵等の設置工事
- (ア) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路
- (イ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路

### ケ 陥没道路の埋戻工事

### コ 埋塞した漁港航路又は港湾航路の浚渫工事

### サ 海岸堤防の破堤による堤防の復旧工事又は堤内地浸水からの応急排水工事

### シ 構造物の撤去工事 ((2)に規定する緊急委託業務で実施するものを除く。)

- ス アからシまでに掲げる工事のほか、土木事務所長等又は所内事務所長が特に早急に対応する必要があると判断する工事

## （2）緊急委託業務の対象範囲

緊急委託業務は、避難や交通規制を迅速かつ適切に実施するために必要な調査、警報装置等の設置、測量、設計 ((1)のア又はイに規定する工事に係る設計に限る。) 又は緊急を要する維持管理業務であって、設計書作成のいとまがなく、通常の入札では対応ができないと判断される次のアからクまでに掲げる委託業務であり、安易な適用はしないこと。

### ア 河川の阻害物の撤去

- イ 災害等による地すべり等の状況を把握するための伸縮計、傾斜計その他の観測装置の設置及び観測

### ウ 警報装置の設置

- エ (1)のア又はイに規定する工事に係る測量及び設計

### オ 倒木の除却

### カ 除雪委託契約がなされていない路線での除雪作業

### キ 漁港、港湾又は海岸の漂流物の撤去

- ク アからキまでに掲げる委託業務のほか、土木事務所長等又は所内事務所長が特に早急に対応する必要があると判断する委託業務

## （3）土木政策課への報告

本通知の改正の参考とするため、(1)のスの規定に基づく緊急応急工事又は(2)のクの規定に基づく緊急委託業務を発注した土木事務所等又は所内事務所は、速やかに、緊急応急工事発注依頼書又は緊急委託業務発注依頼書（発注者及び受注者が記名押印済みのもの）の写し、緊急応急工事又は緊急委託業務の発注に該当する理由を記載した随意契約理由書等の文書その他災害現場の写真等を土木政策課（契約担当）に提出すること。

## 3 事務処理

災害等により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各土木事務所、土木部各課若しくは水産振興部漁港漁場課（以下「土木事務所等」という。）又は所内事務所において、

発注後直ちに設計書を作成すること（工事完成後又は業務完了後に設計書を作成する場合を含む。）。

また、土木事務所等が発注した緊急応急工事又は緊急委託業務にあっては別添発注フロー（土木事務所等発注型）を、所内事務所が発注した緊急応急工事又は緊急委託業務にあっては別添発注フロー（所内事務所発注型）を参照して事務処理を行うこと。

所内事務所にあっては、業者の選定及び発注の権限は所内事務所長の専決事項とされているが、施行伺等の経理に係る事務処理は土木事務所長等の専決事項とされていることから、発注後直ちに発注依頼書を土木事務所にFAX通知して発注を周知するとともに、予算の確保等、密接に連絡を取り合って事務処理を行うこと。

その他、次の(1)から(8)までの事項に留意すること。

#### (1) ②緊急応急工事発注依頼書又は緊急委託業務発注依頼書

緊急応急工事を発注する場合にあっては別紙1「緊急応急工事発注依頼書」を、緊急委託業務を発注する場合にあっては別紙2「緊急委託業務発注依頼書」を使用すること。

別紙1及び別紙2の「業者選定理由」欄には、当該業者とした具体的な理由（「工事現場にもっとも近く迅速な対応が可能である。」、「工事現場を含む範囲の維持委託業務を受託しており、現場の状況に精通している。」等）を記入すること。なお、理由の記載は、土木事務所等又は所内事務所控分のみで足りること。

なお、緊急応急工事発注依頼書及び緊急委託業務発注依頼書は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「契約規則」という。）第36条第1項ただし書の規定による契約書に当たるものであること。

#### (2) ⑤施行伺の作成

土木行政総合情報システムの執行管理システム（以下「執行管理システム」という。）により施行伺を作成すること。

執行管理システムの執行基本情報登録において、契約種別は「随意契約」を、契約書は「その他」を、根拠規定は「随意契約（第5号）」を選択すること。

緊急応急工事又は緊急委託業務の発注に該当する理由（「直ちに対応しなければ、県民の生命、身体及び財産に危害が生じるおそれがあると判断されるため。」等）及び業者選定理由を記載した建設工事随意契約の事務取扱要領（平成20年3月25日付け19高建管第1131号土木部長通知）別添2「随意契約理由書」を添付すること。なお、別添2を添付しない場合は執行管理システムから発出された施行伺にこれらの理由を追記すること。

また、契約書として、発注者及び受注者が記名押印した緊急応急工事発注依頼書又は緊急委託業務発注依頼書を添付すること。

#### (3) ⑥予定価格調書の作成（予定価格の決定）

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事を発注する場合は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項の規定に基づき、金額にかかわらず予定価格の作成を適切に実施しなければならないこと。また、高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に規定する委託契約を発注する場合においても、契約規則第31条の3ただし書及び高知県契約規則の施行について（依命通達）（昭和55年2月19日付け54管第111号副知事名）第4の1の3の(2)のウの規定に基づき、予定価格調書の作成を省略することができないこと。

なお、緊急応急工事及び緊急委託業務に係る契約における予定価格調書は、契約規則第31条の3ただし書及び高知県契約規則の施行について（依命通達）第4の1の3の規定に基づき、例外的に契約締結後に作成することができる。

#### (4) ⑦相手方業者の見積書受理

相手方業者の見積書は、郵送で受理することができる。

また、見積書の受理に当たっては、建設工事随意契約の事務取扱要領8に規定する見積合わせの執行は要しないものであること。

#### (5) ⑧見積記録の作成

建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針（平成19年3月23日付け18高建管第872号副知事通達）第2の5の(1)の規定により、見積記録の作成を省略することができないこと。また、建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針運用要領（平成20年3月25日付け19高建管第1135号土木部長通知）第2の6の規定により、入札記録と同様の方法で作成するものとされており、項目の省略はできること。見積記録の作成に当たっては、建設工事随意契約の事務取扱要領別添4「見積記録」を使用すること。

#### (6) ⑨支出負担行為決議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の3に規定する支出負担行為を行う場合は、支出負担行為決議書（高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。）第43条第1項に規定する支出負担行為決議書をいう。以下同じ。）を作成すること。

また、執行管理システムの契約情報登録において、契約書は「その他」を、契約保証は「免除（過去誠実履行かつ不履行のおそれなし）」を選択すること。なお、当該契約保証金の免除は、契約規則第40条第6号の規定に基づく免除であること。

#### (7) ⑪検査

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第14条において準用する同法第10条の規定に基づき、工事の完成又は業務の完了の通知を受けた日から10日以内に設計図書に定めるところにより、工事の完成又は業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知すること。ここに「通知を受けた日」とは、通知が発注者の支配圏内に到達した日であり、所定の執務時間内である限り初日として参入されること（政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針（昭和25年4月7日付け理国第140号大蔵省理財局長通達）第5の1）。

#### (8) ⑬支出命令書

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条において準用する同法第10条の規定に基づき、受注者から請負代金額又は業務委託料の請求があったときは、請求を受けた日から15日以内に請負代金額又は業務委託料を支払うこと。ここに「請求を受けた日」とは、請求が発注者の支配圏内に到達した日であり、所定の執務時間内である限り初日として参入されること（政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針第5の1）。

### 4 変更契約

(1) 緊急応急工事及び緊急委託業務に係る取扱いは例外的な取扱いであることから、変更契約は(2)のアからエまでに掲げる場合を除いて許されないこと。

(2) 緊急応急工事発注依頼書又は緊急委託業務発注依頼書の契約事項（以下「契約事項」という。）5の規定に基づいて変更契約を締結することができる場合は、次のアからエまでに掲げる場合に限られるものであること。なお、緊急応急工事に係る契約を変更する場合にあっては別紙3「緊急応急工事請負契約における契約内容を変更する契約書」を、緊急委託業務に係る契約を変更する場合にあっては別紙4「緊急委託業務契約における契約内容を変更する契約書」を使用すること。

ア 請負代金額又は業務委託料を減額する場合

イ 完成期限又は履行期限を繰り上げる場合

ウ 契約当事者間において、公平性を著しく欠いていると認められる場合

エ アからウまでに掲げるもののほか、契約の変更をしなければ当該緊急応急工事又は緊急委託業務が履行されないことが客観的に明らかであると土木事務所長等又は所内事務所長が認める場合

## 5 債務不履行等が生じた場合の事務処理

契約において債務不履行等が生じた場合、通常の契約においては、契約書の規定に基づいて事務処理することとなるが、緊急応急工事又は緊急委託業務に係る契約においては、必要最小限の規定しかないことから、その事務処理は専ら民法（明治29年法律第89号）の規定及びこれに係る判例の見解に基づいて事務処理することとなること。

その事務処理は、発注者及び受注者の帰責事由（過失）の有無によって、次の表のように区分されること。

		発注者の帰責事由	
		無し	有り
受注者の 帰責事由	無し	(1) 危険負担の債務者主義 (民法第536条第1項)	(2) 危険負担の債権者主義 (民法第536条第2項)
	有り	(3) 債務不履行責任 (民法第415条、第541条等)	(4) 過失相殺 (民法第418条)

### (1) 危険負担の債務者主義（民法第536条第1項）

緊急応急工事の目的物又は緊急委託業務の契約の目的物（以下「成果物」という。）の引渡し前に、天災等で不可抗力により、工事の目的物等に損害が生じたときは、危険負担の債務者主義（民法第536条第1項）となることから、受注者には報酬請求権は生じず（大判明治35年12月18日）、引き続き工事の目的物等を完成させる債務が残存すること。

また、発注者は、建設工事請負契約書（契約保証金免除タイプ）（以下「契約書（免除タイプ）」という。）第30条第4項等に規定するような損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額又は業務委託料の100分の1を超える額を負担する必要はないこと。

ただし、受注者に損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額の全額を負担させることが公平性を著しく欠いていると認められる場合は、4の(2)のウに規定する場合に該当するとして契約事項5の規定に基づいて変更契約を行い、当該変更契約に次の記載例を参考に規定を追加して発注者の負担とすることができる。

#### ＜緊急応急工事に係る契約の場合の規定の追加の記載例＞

##### （不可抗力による損害の定めの追加）

第〇条 契約内容に、緊急応急工事の目的物の引渡し前に、天災等で不可抗力により、目的物に損害が生じたときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を発注者が負担する旨の定めを追加する。

2 前項の定めについては、建設工事請負契約書（契約保証金免除タイプ）第30条の規定の例に準じて取り扱うものとする。

#### ＜緊急委託業務に係る契約の場合の規定の追加の記載例＞

##### （不可抗力による損害の定めの追加）

第〇条 契約内容に、緊急委託業務の契約の目的物（以下この項において「成果物」という。）の引渡し前に、天災等で不可抗力により、成果物に損害が生じたときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち業務委託料の100分の1を超える額を発注者が負担する旨の定めを追加する。

2 前項の定めについては、土木設計等業務委託契約書第29条の規定の例に準じて取り扱うものとする。

### (2) 危険負担の債権者主義（民法第536条第2項）

受注者に帰責事由がなく、発注者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、受注者は、自己の残債務を免れ、発注者は受注者からの請負代金額又は業務委託料の請求を拒むことができない（民法第536条第2項前段、最判昭和52年2月22

日）。ただし、受注者が、自己の残債務を免れたことによって利益（不要となった労務費等）を得たときは、発注者に償還しなければならないこと（民法第536条第2項後段）。このことから、請負代金額又は業務委託料の支払いをする場合においては、請負代金額又は業務委託料から不要となった経費を控除して支払うこと。

(3) 債務不履行責任（民法第415条、第541条等）

ア 法定解除権

(ア) 履行遅滞等による解除権

受注者が、完成期限又は履行期限までに工事の完成又は委託業務の完了しない場合は、民法第541条の規定に基づき、受注者に対し、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時点での債務不履行が、社会通念上、軽微である場合には、必ずしも契約解除ができるわけではない。

解除の意思表示に条件を付けることは原則として許されないが、一定の期間内に相手方が債務を履行しないことを停止条件とする解除の意思表示（「令和〇年〇月〇日までに工事が完成しない場合は解除します。」等）は許されること（大判明治43年12月9日）。

。 (イ) 履行不能による解除権

履行の全部又は一部が不能である場合において残存する部分のみでは契約の目的を達成できないとき（その債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由による場合を除く（民法第543条））は、民法第542条の規定に基づき、債権者は、催告をすることなく契約の解除をすることができる。

なお、履行遅滞中の不能は、不可抗力であっても受注者の責めに帰すべき履行不能となること（大判明治39年10月29日）。

(ウ) 解除権の制限

工事未完成の間に発注者が受注者の債務不履行を理由に請負契約を解除する場合において、工事内容が可分であり、かつ、当事者が既施工部分の給付について利益を有するときは、特段の事情のない限り、既施工部分についての契約を解除することはできないこと（民法第634条、最判昭和56年2月17日）。

のことから、解除した場合は、出来形部分の検査（緊急委託業務にあっては、既履行部分の検査）を行い、受注者に出来形部分に相応する請負代金額（緊急委託業務にあっては、引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料）を支払うこと。この場合において、受注者の当該出来形部分に相応する請負代金額（緊急委託業務にあっては、引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料）の請求権を受働債権とし、発注者の契約事項4の規定に基づく違約金の請求権を自働債権として相殺すること（民法第505条第1項本文）。なお、相殺に係る会計事務については、会計規則第76条から第79条まで及び高知県会計規則の施行について（依命通達）（平成4年3月10日付け3出第252号出納長、総務部長名）第6の1の規定に基づくこと（イの（イ）において同じ。）。

イ 債務不履行に基づく損害賠償請求

(ア) 履行遅滞に基づく遅延損害金の請求

発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により完成期限までに工事を完成することができない場合（緊急委託業務にあっては、履行期限までに業務を完了することができない場合）は、契約事項3の規定に基づく遅延損害金を受注者に請求することができる。

緊急応急工事における遅延損害金の額は、請負代金額から完成期限における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数（完成期限の翌日から起算して工事が完成した日までの日数）に応じ、契約締結の日において適用される民法第404条に規定する利率で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条第1項の規定に基づき、その端数金額を切り捨てるものとする。以下遅延損害金及び違約金において同じ。）であること。また、緊急委託業務における遅延損害金の額は、業務委託料から履行期限に

おける部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数（履行期限の翌日から起算して業務が完了した日までの日数）に応じ、契約締結の日において適用される民法第404条に規定する利率で計算した額であること。

なお、「責めに帰すべき事由」の不存在については受注者に立証責任があること（大判大正14年2月27日）。

契約事項3の規定は、両当事者による特約として賠償額の予定（民法第420条第1項）をし、発注者の損害額等の立証責任の負担を無くしたものであること（債務不履行に基づく損害賠償請求を行う場合、損害発生の事実及びその損害の額については、債権者に立証責任がある（最判昭和28年11月20日）が、賠償額の予定をしている場合は、損害発生の事実及びその損害の額の立証は不要となる（大判大正11年7月26日）。（イ）において同じ。）。

#### （イ）解除に基づく違約金の請求

発注者は、受注者の債務不履行を理由に解除した場合は、契約事項4の規定に基づく違約金を受注者に請求すること。

違約金の額は、契約事項4の規定に基づき、請負代金額又は業務委託料（これらが未決定の場合は予定価格の額）の10分の1に相当する額であること。なお、同規定は（ア）の遅延損害金と同様に賠償額の予定をしたものであること。

また、違約金請求権の納期限は、会計規則第32条第1項の規定により、調定の日から起算して20日以内の日を指定すること。なお、当該納期限が、日曜日、土曜日若しくは国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、民法第142条の規定によりこれらの日の翌日が納期限となることから、これらの日の前日を指定すること。

違約金請求権と受注者の債権（アの（ウ）に規定する債権その他の債権をいう。）を民法第505条第1項本文に規定に基づいて相殺する場合において、相殺する対当額に相当する額の当該請求権については、請求をせずに相殺すること。また、違約金請求権の収入調定書（会計規則第22条第8項本文に規定する収入調定書をいう。）及び納入通知書（会計規則第27条第1項本文に規定する納入通知書をいう。）の納期限には日付を記載しないこと。これは、違約金請求権は、契約締結後から解除前までは停止条件付債権（民法第127条第1項）、解除後から請求前までは期限の定めのない債権（民法第412条第3項）、請求後は確定期限付債権（民法第412条第1項）と状況によって法的性質が変化する債権であるが、相殺をするには、違約金請求権が「弁済期」（民法第505条第1項本文）になければならないところ、請求をすると、債権の法的性質が確定期限付債権に変わり、その納期限を経過しなければ「弁済期」になることとなり、相殺することができなくなるためであること。一方で、請求前の債権の法的性質は期限の定めのない債権であるが、期限の定めのない債権は債権成立と同時に「弁済期」にあって相殺適状にあることから相殺することができる（大判昭和17年11月19日）とされていること。以上のことから、請求をせずに、また、納期限を設定せずに相殺する必要があること。なお、同項本文では「双方の債務」とあるが、受働債権（受注者の債権）は期限の利益を放棄できることから「弁済期」にある必要はない（大判昭和8年5月30日）とされていること。

#### ウ 債務不履行に基づく解除及び損害賠償請求等の事務処理

債務不履行に基づく解除及び損害賠償請求等の事務処理については、建設工事における契約解除事務取扱要領（平成21年7月21日付け21高建管第309号土木部長通知）の規定に準じて取り扱うこと。

#### （4）過失相殺（民法第418条）

受注者の債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者（発注者）に過失があったときは、損害賠償額は過失相殺されること（民法第418条）。

民法第418条の「債権者に過失があったとき」とは、債権者自身に故意・過失があったときだけでなく、受領補助者その他取引観念上債権者と同視すべき者に故意・過失があったときも含まれる（最判昭和58年4月7日）ので、発注担当者の故意・過失も含まれると解され

ること。また、発注者の過失の存在については、受注者に立証責任があること（最判昭和43年12月24日）。

## 6 契約不適合責任

民法第562条から第566条の売主の契約不適合責任の規定に基づいて、次の(1)から(5)までの事項により事務処理を行うこと。なお、同規定は、民法第559条の規定により請負契約等の有償契約に準用されること。

- (1) 緊急応急工事の目的物又は緊急委託業務の成果物に契約不適合があるときは、受注者に対して、民法第562条から第566条まで並びに第636条及び第637条の規定に基づき、履行の追完請求（民法第562条第1項）又は損害賠償請求（民法第564条）をすることができること。
- (2) 契約書（免除タイプ）第59条第8項等の規定とは異なり、緊急応急工事及び緊急委託業務に係る契約においては、発注者が工事の目的物又は委託業務の成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知りながら、その旨を直ちに受注者に通知することをしていなかったとしても、履行の追完請求又は損害賠償請求をすることは妨げられないこと。
- (3) 契約不適合責任の規定は、緊急応急工事の目的物又は緊急委託業務の成果物の契約不適合が発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じたとき（受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかつたときを除く。）は、適用されないこと（民法第636条）。
- (4) 契約不適合責任の存続期間（除斥期間）は、民法第637条に規定する期間となること。
- (5) 5の(3)の債務不履行責任と異なり、契約不適合責任の法的性質は無過失責任であるので、契約不適合について受注者の過失は不要であること。

附 則（平成24年3月29日付け23高建管第1159号土木部長通知）  
この通知は、平成24年4月1日から施行する。

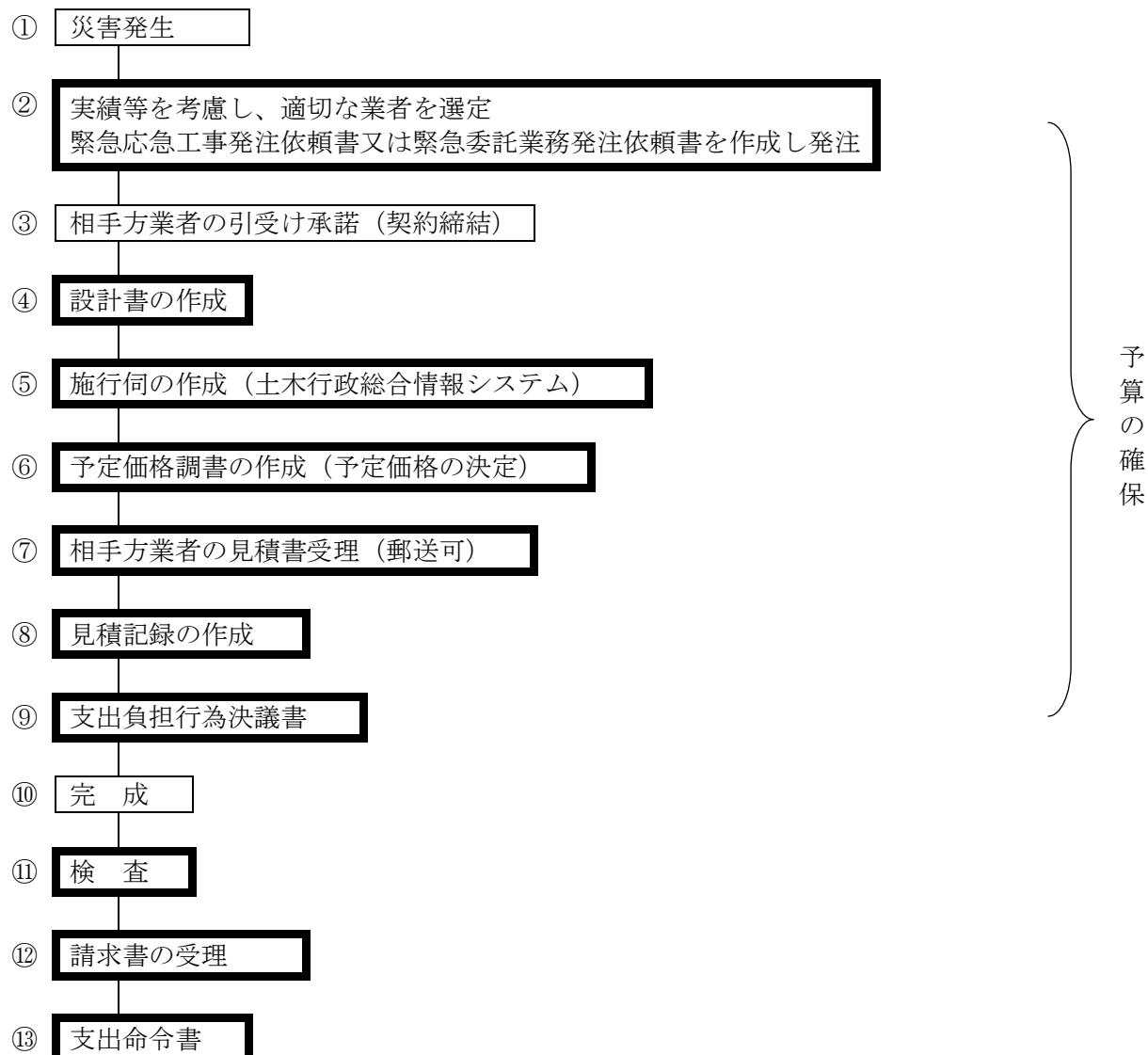
附 則（平成27年3月24日付け26高建管第1305号土木部長通知）  
この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日付け27高建管第1220号土木部長通知）  
この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日付け28高建管第1162号土木部長通知）  
この通知は、平成29年4月1日から施行する。

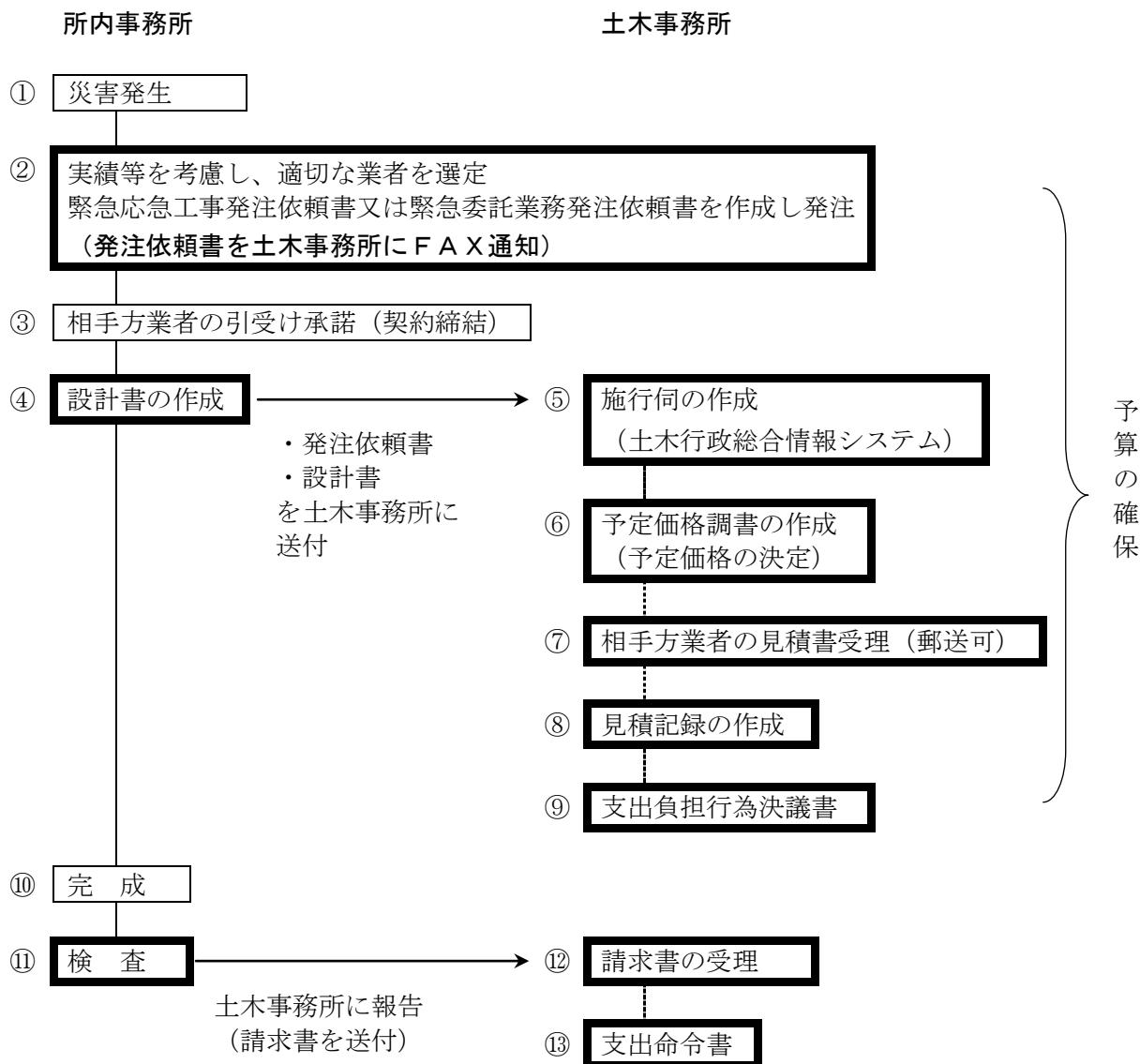
附 則（令和2年3月25日付け元高土政第1298号土木部長通知）  
この通知は、令和2年4月1日から施行する。ただし、同日以降に締結された契約に適用し、それより前に締結された契約については、なお従前の例による。

<発注フロー（土木事務所等発注型）>



- 注：1 発注依頼書の「N.O.」欄には、年度、土木事務所等の略称－その年度の通し番号を記入し、整理すること（例 27安芸－1、27河川－2）。
- 2 設計書は、発注後直ちに作成し、相手方業者の見積書を受理してから支出負担行為を行うこと。
- 3 設計書の作成前に工事が完成又は業務が完了した場合も同様に取り扱うこと。

### ＜発注フロー（所内事務所発注型）＞



注：1 所内事務所は、発注依頼書を作成し発注後、直ちに土木事務所へFAX通知を行うこと。

2 発注依頼書の「NO.」欄には、年度、所内事務所の略称—その年度の通し番号を記入し、整理すること（例 27越知－1、27宿毛－2）。

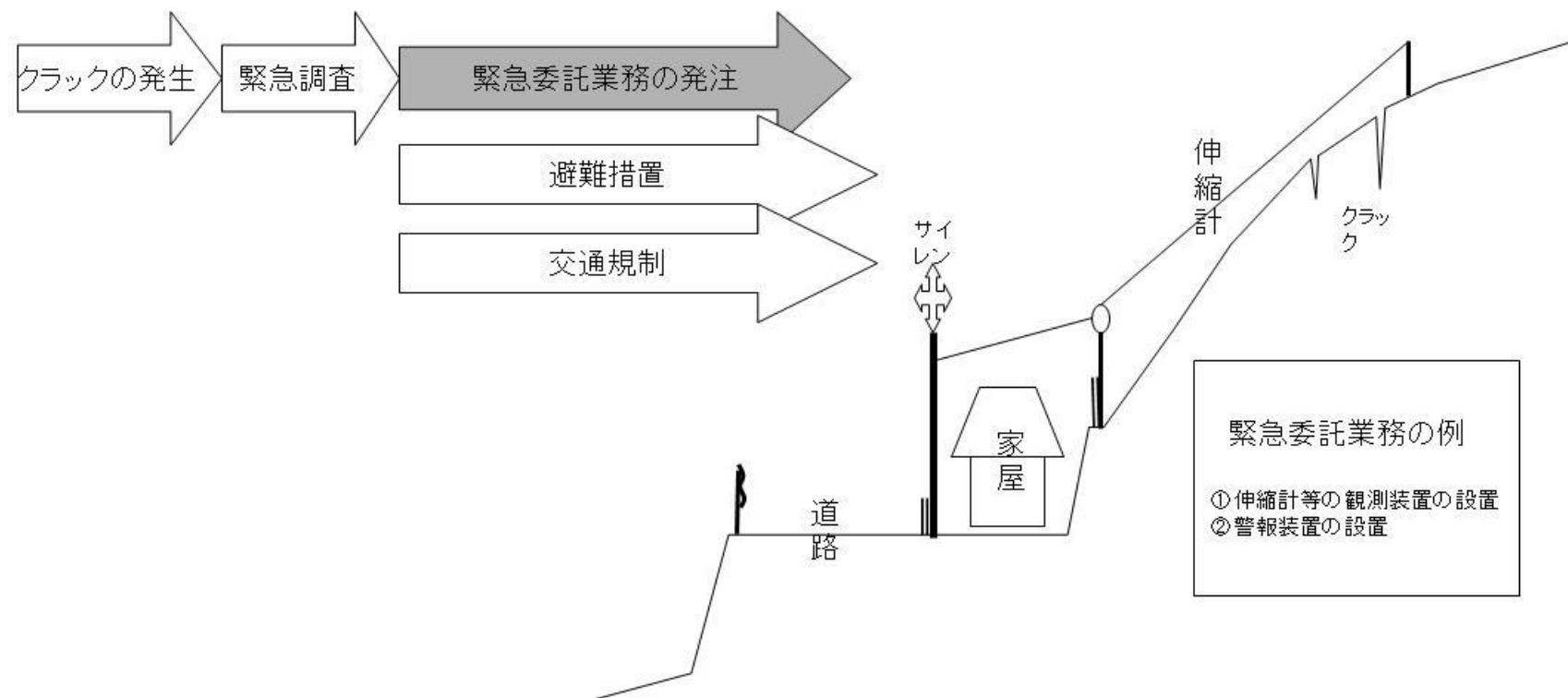
3 所内事務所は、発注後直ちに設計書を作成し、発注依頼書を添えて土木事務所に送付すること。  
土木事務所は、相手方業者の見積書を受理してから支出負担行為を行うこと。

4 設計書の作成前に工事が完成又は業務が完了した場合も同様に取り扱うこと。

## 災害時における緊急委託業務 概要資料

災害時において、避難や交通規制を迅速かつ適切に実施するため必要な調査及び警報装置の設置等を緊急に行う緊急委託業務の制度を創設する。

この場合、委託業務の内容は必要最小限のものとし、それ以外のものについては通常の発注手続きにより行うものとする。



除雪委託契約がなされていない路線での除雪作業とは、除雪委託契約を行っていない時期や降雪のまれな平野部などにおける除雪作業のことである。

## 別紙1

所長	次長	技術次長	工務課長	班長	係		起案者

印紙  
200円

N.O.

—

## 緊急応急工事発注依頼書

令和 年 月 日

様

発注者 高知県知事 ○○ ○○ 印

下記の応急工事について、依頼します。

工事場所	
工事概要	
契約事項	1 発注依頼後、設計書作成の上、見積書を徴収し、請負代金額を決定するものとすること 2 工事の詳細については、別途協議の上、措置するものとすること 3 受注者の責めに帰すべき事由により完成期限までに工事を完成することができない場合は、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき遅延日数に応じ、民法第404条に定める利率で計算した遅延損害金の支払を受注者に請求することができるること 4 受注者の債務不履行を理由にこの契約が解除された場合は、受注者は、請負代金額（未決定の場合は予定価格）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払うこと 5 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者が協議して定めること
業者選定 理 由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に該当)

上記の応急工事について、契約事項その他の契約内容を承諾の上、施工を引き受けます。

令和 年 月 日

(受注者) 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

\*発注者は、緊急応急工事発注依頼書を3部作成し、そのうち2部を受注者に渡すこと。

\*受注者は、工事の施工を引き受ける場合はそのうちの1部に記名押印の上、発注者に提出すること。

## 別紙2

所長	次長	技術次長	工務課長	班長	係		起案者

印紙  
200円

N.O.

—

## 緊急委託業務発注依頼書

令和 年 月 日

様

発注者 高知県知事 ○○ ○○ 印

下記の委託業務について、依頼します。

履行場所	
委託業務概要	
契約事項	<p>1 発注依頼後、設計書作成の上、見積書を徴収し、業務委託料を決定するものとすること</p> <p>2 委託業務の詳細については、別途協議の上、措置するものとすること</p> <p>3 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務を完了することができない場合は、発注者は、業務委託料から部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき遅延日数に応じ、民法第404条に定める利率で計算した遅延損害金の支払を受注者に請求することができること</p> <p>4 受注者の債務不履行を理由にこの契約が解除された場合は、受注者は、業務委託料（未決定の場合は予定価格）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払うこと</p> <p>5 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者が協議して定めること</p>
業者選定理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に該当)

上記の委託業務について、契約事項その他の契約内容を承諾の上、引き受けます。

令和 年 月 日

(受注者) 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

\*発注者は、緊急委託業務発注依頼書を3部作成し、そのうち2部を受注者に渡すこと。

\*受注者は、委託業務を引き受ける場合はそのうちの1部に記名押印の上、発注者に提出すること。

收入印紙

## 緊急応急工事請負契約における契約内容を変更する契約書

### (請負代金額の変更)

第1条 契約内容のうち請負代金額を〇〇,〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇,〇〇〇円）減額する。

(完成期限の変更)

第2条 契約内容のうち完成期限を「令和〇年〇月〇日まで」に改める。

### (設計書等の変更)

第3条 契約内容のうち設計図書を別添設計図書のとおり改める。

(契約の費用)

第4条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

発注者 高知県  
契約担当者 高知県知事 ○○ ○○

受注者 住所  
          氏名

\*上記に定めのない事項については、必要に応じて変更又は追加すること。

收入  
印紙

## 緊急委託業務契約における契約内容を変更する契約書

## (業務委託料の変更)

第1条 契約内容のうち業務委託料を〇〇,〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇,〇〇〇円）減額する。

(履行期限の変更)

第2条 契約内容のうち履行期限を「令和〇年〇月〇日まで」に改める。

### (設計書等の変更)

第3条 契約内容のうち設計図書を別添設計図書のとおり改める。

## (契約の費用)

第4条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

発注者 高知県  
契約担当者 高知県知事 ○○ ○○

受注者 住所  
          氏名

\*上記に定めのない事項については、必要に応じて変更又は追加すること。

緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について（平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知） 新旧対照表（本文のみ）

新	旧
1～4 (略)	1～4 (略)
<p>5 債務不履行等が生じた場合の事務処理 (略)</p> <p>(1) 危険負担の債務者主義（民法第536条第1項）</p> <p>緊急応急工事の目的物又は緊急委託業務の契約の目的物（以下「成果物」という。）の引渡し前に、天災等で不可抗力により、工事の目的物等に損害が生じたときは、危険負担の債務者主義（民法第536条第1項）となることから、受注者には報酬請求権は生じず（大判明治35年12月18日）、引き続き工事の目的物等を完成させる債務が残存すること。</p> <p>また、発注者は、建設工事請負契約書（契約保証金免除タイプ）（以下「契約書（免除タイプ）」という。）<u>第30条第4項</u>等に規定するような損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額又は業務委託料の100分の1を超える額を負担する必要はないこと。</p> <p>ただし、受注者に損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額の全額を負担させることが公平性を著しく欠いていると認められる場合は、4の(2)のウに規定する場合に該当するとして契約事項5の規定に基づいて変更契約を行い、当該変更契約に次の記載例を参考に規定を追加して発注者の負担とすることができる。</p> <p>&lt;緊急応急工事に係る契約の場合の規定の追加の記載例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(不可抗力による損害の定めの追加)</p> <p>第〇条 契約内容に、緊急応急工事の目的物の引渡し前に、天災等で不可抗力により、目的物に損害が生じたときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を発注者が負担する旨の定めを追加する。</p> <p>2 前項の定めについては、建設工事請負契約書（契約保証金免除タイプ）<u>第30条</u>の規定の例に準じて取り扱うものとする。</p> </div>	<p>5 債務不履行等が生じた場合の事務処理 (略)</p> <p>(1) 危険負担の債務者主義（民法第536条第1項）</p> <p>緊急応急工事の目的物又は緊急委託業務の契約の目的物（以下「成果物」という。）の引渡し前に、天災等で不可抗力により、工事の目的物等に損害が生じたときは、危険負担の債務者主義（民法第536条第1項）となることから、受注者には報酬請求権は生じず（大判明治35年12月18日）、引き続き工事の目的物等を完成させる債務が残存すること。</p> <p>また、発注者は、建設工事請負契約書（契約保証金免除タイプ）（以下「契約書（免除タイプ）」という。）<u>第29条第4項</u>等に規定するような損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額又は業務委託料の100分の1を超える額を負担する必要はないこと。</p> <p>ただし、受注者に損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額の全額を負担させすることが公平性を著しく欠いていると認められる場合は、4の(2)のウに規定する場合に該当するとして契約事項5の規定に基づいて変更契約を行い、当該変更契約に次の記載例を参考に規定を追加して発注者の負担とすることができる。</p> <p>&lt;緊急応急工事に係る契約の場合の規定の追加の記載例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(不可抗力による損害の定めの追加)</p> <p>第〇条 契約内容に、緊急応急工事の目的物の引渡し前に、天災等で不可抗力により、目的物に損害が生じたときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を発注者が負担する旨の定めを追加する。</p> <p>2 前項の定めについては、建設工事請負契約書（契約保証金免除タイプ）<u>第29条</u>の規定の例に準じて取り扱うものとする。</p> </div>

新	旧
<p>&lt;緊急委託業務に係る契約の場合の規定の追加の記載例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(不可抗力による損害の定めの追加)</p> <p>第〇条 契約内容に、緊急委託業務の契約の目的物（以下この項において「成果物」という。）の引渡し前に、天災等で不可抗力により、成果物に損害が生じたときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち業務委託料の 100 分の 1 を超える額を発注者が負担する旨の定めを追加する。</p> <p>2 前項の定めについては、土木設計等業務委託契約書第 29 条の規定の例に準じて取り扱うものとする。</p> </div>	<p>&lt;緊急委託業務に係る契約の場合の規定の追加の記載例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(不可抗力による損害の定めの追加)</p> <p>第〇条 契約内容に、緊急委託業務の契約の目的物（以下この項において「成果物」という。）の引渡し前に、天災等で不可抗力により、成果物に損害が生じたときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち業務委託料の 100 分の 1 を超える額を発注者が負担する旨の定めを追加する。</p> <p>2 前項の定めについては、土木設計等業務委託契約書第 28 条の規定の例に準じて取り扱うものとする。</p> </div>
<p>(2) 危険負担の債権者主義（民法第 536 条第 2 項）</p> <p>受注者に帰責事由がなく、発注者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、受注者は、自己の残債務を免れ、<u>発注者は受注者からの請負代金額又は業務委託料の請求を拒むことができない</u>（民法第 536 条第 2 項前段、最判昭和 52 年 2 月 22 日）。ただし、受注者が、自己の残債務を免れたことによって利益（不要となった労務費等）を得たときは、発注者に償還しなければならないこと（民法第 536 条第 2 項後段）。このことから、請負代金額又は業務委託料の支払いをする場合においては、請負代金額又は業務委託料から不要となった経費を控除して支払うこと。</p>	<p>(2) 危険負担の債権者主義（民法第 536 条第 2 項）</p> <p>受注者に帰責事由がなく、発注者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、受注者は、自己の残債務を免れ、請負代金額又は業務委託料を請求することができる（民法第 536 条第 2 項前段、最判昭和 52 年 2 月 22 日）。ただし、受注者が、自己の残債務を免れたことによって利益（不要となった労務費等）を得たときは、発注者に償還しなければならないこと（民法第 536 条第 2 項後段）。このことから、請負代金額又は業務委託料の支払いをする場合においては、請負代金額又は業務委託料から不要となった経費を控除して支払うこと。</p>
<p>(3) 債務不履行責任（民法第 415 条、第 541 条等）</p> <p>ア 法定解除権</p> <p>(ア) 履行遅滞等による解除権</p> <p>受注者が、完成期限又は履行期限までに工事の完成又は委託業務の完了しない場合は、民法第 541 条の規定に基づき、受注者に対し、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の解除をすることができる。<u>ただし、その期間を経過した時点での債務不履行が、社会通念上、軽微である場合には、必ずしも契約解除ができるわけではないこと。</u></p> <p>解除の意思表示に条件を付けることは原則として許されないが、一定の期間内に相手方が債務を履行しないことを停止条件とする解除の意思表示（「令和〇年〇月〇日までに工事が完成しない場合は解除します。」等）は許されること（大判明治 43 年 12 月 9 日）。</p>	<p>(3) 債務不履行責任（民法第 415 条、第 541 条等）</p> <p>ア 法定解除権</p> <p>(ア) 履行遅滞等による解除権</p> <p>受注者が、完成期限又は履行期限までに工事の完成又は委託業務の完了しない場合は、民法第 541 条の規定に基づき、受注者に対し、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の解除をすることができる。</p> <p>解除の意思表示に条件を付けることは原則として許されないが、一定の期間内に相手方が債務を履行しないことを停止条件とする解除の意思表示（「令和〇年〇月〇日までに工事が完成しない場合は解除します。」等）は許されること（大判明治 43 年 12 月 9 日）。</p>

新	旧
<p>9日)。</p> <p>(イ) 履行不能による解除権</p> <p>履行の全部又は一部が不能である場合において残存する部分のみでは契約の目的を達成できないとき（その債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由による場合を除く（民法第 543 条）。）は、民法第 542 条の規定に基づき、債権者は、催告をすることなく契約の解除をすることが能够のこと。</p> <p>なお、履行遅滞中の不能は、不可抗力であっても受注者の責めに帰すべき履行不能となること（大判明治 39 年 10 月 29 日）。</p>	<p>(イ) 履行不能による解除権</p> <p>履行の全部又は一部が不能となつた場合（その債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものである場合を除く。）は、民法第 543 条の規定に基づき、債権者は、催告をすることなく契約の解除をすることが能够のこと。</p> <p>なお、履行遅滞中の不能は、不可抗力であっても受注者の責めに帰すべき履行不能となること（大判明治 39 年 10 月 29 日）。</p>
<p>(ウ) 解除権の制限</p> <p>工事未完成の間に発注者が受注者の債務不履行を理由に請負契約を解除する場合において、工事内容が可分であり、かつ、当事者が既施工部分の給付について利益を有するときは、特段の事情のない限り、既施工部分についての契約を解除することはできないこと（民法第 634 条、最判昭和 56 年 2 月 17 日）。</p> <p>このことから、解除した場合は、出来形部分の検査（緊急委託業務にあっては、既履行部分の検査）を行い、受注者に出来形部分に相応する請負代金額（緊急委託業務にあっては、引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料）を支払うこと。この場合において、受注者の当該出来形部分に相応する請負代金額（緊急委託業務にあっては、引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料）の請求権を受働債権とし、発注者の契約事項 4 の規定に基づく違約金の請求権を自働債権として相殺すること（民法第 505 条第 1 項本文）。なお、相殺に係る会計事務については、会計規則第 76 条から第 79 条まで及び高知県会計規則の施行について（依命通達）（平成 4 年 3 月 10 日付け 3 出第 252 号出納長、総務部長名）第 6 の 1 の規定に基づくこと（イの(イ)において同じ。）。</p>	<p>(ウ) 解除権の制限</p> <p>工事未完成の間に発注者が受注者の債務不履行を理由に請負契約を解除する場合において、工事内容が可分であり、かつ、当事者が既施工部分の給付について利益を有するときは、特段の事情のない限り、既施工部分についての契約を解除することはできないこと（最判昭和 56 年 2 月 17 日）。</p> <p>このことから、解除した場合は、出来形部分の検査（緊急委託業務にあっては、既履行部分の検査）を行い、受注者に出来形部分に相応する請負代金額（緊急委託業務にあっては、引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料）を支払うこと。この場合において、受注者の当該出来形部分に相応する請負代金額（緊急委託業務にあっては、引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料）の請求権を受働債権とし、発注者の契約事項 4 の規定に基づく違約金の請求権を自働債権として相殺すること（民法第 505 条第 1 項本文）。なお、相殺に係る会計事務については、会計規則第 76 条から第 79 条まで及び高知県会計規則の施行について（依命通達）（平成 4 年 3 月 10 日付け 3 出第 252 号出納長、総務部長名）第 6 の 1 の規定に基づくこと（イの(イ)において同じ。）。</p>
<p>イ・ウ （略）</p> <p>(4) 過失相殺（民法第 418 条）</p> <p>受注者の債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者（発注者）に過失があったときは、損害賠償額は過失相殺されること（民法第 418 条）。</p>	<p>イ・ウ （略）</p> <p>(4) 過失相殺（民法第 418 条）</p> <p>受注者の債務の不履行に関して債権者（発注者）に過失があったときは、損害賠償額は過失相殺されること（民法第 418 条）。</p>

新	旧
<p>民法第418条の「債権者に過失があったとき」とは、債権者自身に故意・過失があつたときだけでなく、受領補助者その他取引観念上債権者と同視すべき者に故意・過失があつたときも含まれる（最判昭和58年4月7日）ので、発注担当者の故意・過失も含まれると解されること。また、発注者の過失の存在については、受注者に立証責任があること（最判昭和43年12月24日）。</p> <p>6 <u>契約不適合責任</u>  <u>民法第562条から第566条</u>の売主の契約不適合責任の規定に基づいて、次の(1)から(5)までの事項により事務処理を行うこと。なお、同規定は、民法第559条の規定により請負契約等の有償契約に準用されること。</p> <p>(1) 緊急応急工事の目的物又は緊急委託業務の成果物に<u>契約不適合</u>があるときは、受注者に対して、民法第562条から第566条まで並びに第636条及び第637条の規定に基づき、<u>履行の追完請求</u>（民法第562条第1項）又は損害賠償請求（民法第564条）をすることができるのこと。</p> <p>(2) 契約書（免除タイプ）<u>第59条第8項</u>等の規定とは異なり、緊急応急工事及び緊急委託業務に係る契約においては、発注者が工事の目的物又は委託業務の成果物の引渡しの際に<u>契約不適合</u>があることを知りながら、その旨を直ちに受注者に通知することをしていなかったとしても、<u>履行の追完請求</u>又は損害賠償請求をすることは妨げられないこと。</p> <p>(3) <u>契約不適合</u>責任の規定は、緊急応急工事の目的物又は緊急委託業務の成果物の<u>契約不適合</u>が発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じたとき（受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかつたときを除く。）は、適用されないこと（民法第636条）。</p>	<p>民法第418条の「債権者に過失があつたとき」とは、債権者自身に故意・過失があつたときだけでなく、受領補助者その他取引観念上債権者と同視すべき者に故意・過失があつたときも含まれる（最判昭和58年4月7日）ので、発注担当者の故意・過失も含まれると解されること。また、発注者の過失の存在については、受注者に立証責任があること（最判昭和43年12月24日）。</p> <p>6 <u>瑕疵担保責任</u>  <u>民法第570条</u>の売主の<u>瑕疵担保責任</u>の規定に基づいて事務処理を行うこと。なお、同規定は、民法第559条の規定により請負契約等の有償契約に準用されること。  <u>上記にかかわらず、民法の改正により同法第634条、第638条及び第639条等が削除されるまでは、次の(1)から(5)までの事項により事務処理を行うこと。</u></p> <p>(1) 緊急応急工事の目的物又は緊急委託業務の成果物に<u>瑕疵</u>（重要な瑕疵又はその修補に過分の費用を要しない瑕疵に限る。）があるときは、受注者に対して、民法<u>第634条及び第636条から第639条までの規定</u>に基づき、<u>瑕疵修補請求</u>（民法第634条第1項）又は損害賠償請求（同条第2項）をすることができる。なお、瑕疵が重要であるか否かについては、構造面、用途面から契約の目的に影響を与えるか否かにより判断すべきであり、過分の費用を要するか否かは、修補に要する費用と修補によって生じる利益とを比較衡量して決すべきであること。</p> <p>(2) 契約書（免除タイプ）<u>第44条第3項</u>等の規定とは異なり、緊急応急工事及び緊急委託業務に係る契約においては、発注者が工事の目的物又は委託業務の成果物の引渡しの際に<u>瑕疵</u>があることを知りながら、その旨を直ちに受注者に通知することをしていなかったとしても、<u>瑕疵修補請求</u>又は損害賠償請求をすることは妨げられないこと。</p> <p>(3) <u>瑕疵担保責任</u>の規定は、緊急応急工事の目的物又は緊急委託業務の成果物の<u>瑕疵</u>が発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じたとき（受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかつたときを除く。）は、適用されないこと（民法第636条）。</p>

新	旧
(4) <u>契約不適合責任の存続期間（除斥期間）</u> は、民法第637条に規定する期間となること。	(4) <u>瑕疵担保責任の存続期間（除斥期間）</u> は、民法第637条又は第638条に規定する期間となること。
(5) 5の(3)の債務不履行責任と異なり、 <u>契約不適合責任の法的性質</u> は無過失責任であるので、 <u>契約不適合</u> について受注者の過失は不要であること。	(5) 5の(3)の債務不履行責任と異なり、 <u>瑕疵担保責任の法的性質</u> は無過失責任であるので、 <u>瑕疵</u> について受注者の過失は不要であること。
附 則（平成28年3月28日付け27高建管第1220号土木部長通知） この通知は、平成28年4月1日から施行する。	附 則（平成28年3月28日付け27高建管第1220号土木部長通知） この通知は、平成28年4月1日から施行する。
附 則（平成29年3月22日付け28高建管第1162号土木部長通知） この通知は、平成29年4月1日から施行する。	附 則（平成29年3月22日付け28高建管第1162号土木部長通知） この通知は、平成29年4月1日から施行する。
<u>附 則（令和2年3月25日付け元高土政第1298号土木部長通知）</u> <u>この通知は、令和2年4月1日から施行する。ただし、同日以降に締結された契約に適用し、それより前に締結された契約については、なお従前の例による。</u>	